

医療法人有葵会のぼる内科デイサービス
運営規程（共生型生活介護）

（事業の目的）

第1条 医療法人有葵会のぼる内科が設置する医療法人有葵会のぼる内科デイサービス（以下「事業所」という。）において実施する共生型生活介護に係る障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し適切な共生型生活介護に係るサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス
- (2) 所在地 長崎市中園町10番5号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 4人（常勤兼務2人、非常勤兼務2人）
生活相談員は、利用申込に係る調整、個別支援計画の作成に関する業務、他の従業者への技術指導や必要な支援等を行う。
- (3) 医師 1人（非常勤1人）
医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導、治療等を行う。
- (4) 看護職員 7人（常勤専従2人、常勤兼務2人、非常勤専従2人、非常勤兼務1人）
看護師は、利用者の看護及び健康管理等を行う。
- (5) 理学療法士 2人（非常勤専従2人）
理学療法士は、利用者に対して日常生活を営むために必要な訓練を行う。
- (6) 作業療法士 1人（非常勤専従1人）
作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むために必要な訓練を行う。
- (7) 生活支援員 14人（常勤専従1人、常勤兼務4人、非常勤専従6人、非常勤兼務3人）
生活支援員は、利用者の日常生活において必要な支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から金曜日までとする。

二 営業時間及びサービス提供時間

営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。

サービス提供時間は午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、35人とする。

(生活介護の内容)

第7条 共生型生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の助言や相談、支援
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴、排泄及び食事等の介護
- (4) 創作的活動
- (5) 身体機能、日常生活能力の維持・向上のための援助
- (6) レクリエーション
- (7) 食事の提供
- (8) 送迎

(利用者から受領する費用の額)

第8条 共生型生活介護を提供した際には、利用者から当該共生型生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、利用者から、国が定めた金額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用は、利用者から支払いを受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用 1食につき500円
 - (2) 日用品費等その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

(通常の事業の実施)

第9条 通常共生型生活介護を提供する地域は、長崎市(伊王島町、高島町を除く)、西彼杵郡の区域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が、共生型生活介護を受けるにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 市町村の支給決定内容等の確認
サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認する。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせすること。
- (2) 事業所内の設備、器具は本来の用途に従って使用すること

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所は、共生型生活介護の提供中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、

速やかに医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(主たる対象者の障害の種類)

第13条 事業所が共生型生活介護を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業員に対する研修の実施、虐待防止に関する相談窓口の周知等虐待防止ための措置を講じるものとする。

(衛生管理及び感染の予防等に関する事項)

第15条 従業員は、衛生管理及び感染の予防等に努めるものとする。

- 2 衛生管理及び感染の予防のための指針を整備する。
- 3 全従業員に対して、衛生管理及び感染の予防のための研修を定期的実施する。
- 4 衛生管理及び感染の予防のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」)を策定し、必要な措置を講じることとする。

- 2 全従業員に対して、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第17条 事業所は、提供した共生型生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

(秘密の保持)

第18条 従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第19条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該共生型生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他の事項)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人有葵会のぼる内科と事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。